

令和 5 年 6 月 7 日現在

機関番号：23301
研究種目：若手研究
研究期間：2019～2022
課題番号：19K13548
研究課題名(和文) The Japanese Culture of Illegal Drug Control: A Q-Sort of Practitioner Values

研究課題名(英文) The Japanese Culture of Illegal Drug Control: A Q-Sort of Practitioner Values

研究代表者
ブルースター デイビッド (Brewster, David)

金沢美術工芸大学・美術工芸学部・講師

研究者番号：30814652
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、保護観察中および仮釈放中、あるいは違法薬物犯罪で執行猶予のついた人々と関わる多様な実務家(n=89)が、違法薬物政策における目標の重要性をどう捉えているかを体系的に評価・比較した、初の実証研究プロジェクトである。Q技法に基づいた結果によると、「薬物のない自律的な生活」の促進をめぐる目標が重要であるという点について、実務家の見解は一致している。しかし、それがなぜ重要なのか、またその社会的状態に至るための望ましい「道のり」が何かについては、解釈が「回復支援者」、「道徳的保護者」および「犯罪管理者」という三つの異なる視点によって分かれていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義
薬物依存症および再犯をめぐる課題が大きくなってきた中で、本研究の結果は、政策の実践に関わる実務家の見解を検討する重要性を見せ、異なる政策目標がどの程度優先されるのかに関して、重要な証拠を提供するものである。この点において、多数の対立軸の存在があることから考えると、複数機関の連携が分断されたり、効果的でない対策が実施されたり、違法薬物を使用する人々にとって望ましくない、有害な結果をもたらしたりする可能性がある。そこで、本研究結果は、違法薬物使用への対応に関して、どのような目標を重視すべきなのか、またそれらをどう達成すれば良いのかなどの重要な議論に貢献するものである。

研究成果の概要(英文)：This is the first empirical research project to systematically assess and compare how a diverse range of practitioners (n=89) working with people on probation, parole or who have received a suspended sentence for illegal drug offences perceive the importance of goals in illegal drug policy. The results, based on Q methodology, indicate that practitioners are in agreement that goals around the promotion of 'autonomous drug-free living' are important. However, it was found that interpretations of why it is important and what the desired 'pathway' to that social state is are divided between three different perspectives: 'recovery supporters', 'moral guardians' and 'crime bureaucrats'.

研究分野：犯罪社会学

キーワード：違法薬物 Q技法 依存症 政策実践 実務家 刑事司法 社会復帰 出所者

違法薬物政策 に関する 実務家の見解

研究報告書

デイビッド・ブルースター
金沢美術工芸大学
龍谷大学犯罪学研究センター
香港大学犯罪学センター

違法薬物政策に関する実務家の見解

2023年（令和5年）4月発行

本研究は JSPS 科研費 19K13548 の助成を受けたものです。

文・デザイン・発行：David Brewster

訳：垣沼 希依子

© 2023 David Brewster

研究概要

背景・調査法・分析

- 過去 20 年間、日本における違法薬物使用者への政策対応は大きく変化し、更生保護施設および医療機関など、三次応答に関わる実務家の多様化も進んでいる。
- 組織横断的な協力が求められる中、様々な実務家の視点を理解することは、政策手段の有効性を確保するために必要である。
- 本報告書は、保護観察中および仮釈放中、あるいは違法薬物犯罪で執行猶予のついた人々と関わる多様な実務家が、違法薬物政策における目標の重要性をどう捉えているかを体系的に評価・比較した、初の実証研究プロジェクトの結果を報告するものである。
- 本研究では、主観的な視点を測定するために、体系的かつ総合的なアプローチである「Q 技法」を採用し、以下の 2 つの手法を用いた：
 - ◎ Q 分類：参加者は「違法薬物を使用する人々と関わる仕事において、あなたはどの目標が重要だと考えますか」という質問に対して、違法薬物政策における 64 の目標の相対的重要性を、尺度マトリックスで順位付けした。
 - ◎ Q 分類後アンケート：参加者は、Q 分類中の意思決定および自身の背景に関する質問に回答した。
- 同地方の 2 県より、刑事司法、保健医療、社会福祉、行政の分野で働く実務家 89 名が調査に参加した。
- Q 分類データを主成分分析し、目標の相対的重要性によってグループ分けをした。また、アンケートデータを結果の解釈に援用した。
- 実務家は、考え方の傾向により 3 つのグループに分けられた。本研究ではこのグループを「回復支援者」、「道徳的保護者」、「犯罪管理者」と呼ぶ。

調査結果の主要点：違法薬物政策における実務家の見解

回復支援者	<ul style="list-style-type: none">○ このグループの実務家は、健康および幸福 (well-being) を促進する目標に強く駆り立てられ、個人の回復を支援し、社会参加への障壁を取り除くことを目指す。○ 実務家個人、所属組織、政策の効果にとって有益な目標を重視する傾向もある。○ 違法薬物使用を道徳および犯罪の枠組みで捉える政策は重視していない。○ このグループ (n=39) には多様な組織が含まれ、35 ~ 54 歳の女性で、違法薬物を使用する人々と頻繁に接触している人の比率が高い。
道徳的保護者	<ul style="list-style-type: none">○ このグループの実務家も、個人としての対象者の問題に取り組むことを重視するが、薬物を断つこと、「適切な」遵法行動の確保、社会的生産性の実現に強い責任を感じている。○ また、道徳的な指導および刑事司法制度による違法行為への対処も重視する。○ 逆に、実務家としての職務範囲を超える目標、および自身の出世や組織の成功に関わる目標は、概して重視しない傾向がある。○ このグループ (n=24) には、55 歳以上の男性で、保護司の割合が高く、違法薬物使用者との接触頻度が低い人の比率が高い。
犯罪管理者	<ul style="list-style-type: none">○ このグループの実務家は、個人としての対象者からは距離を保ち、より広い戦略的な政策利益、管理目標、組織のルールに従うことに高い関心を寄せている。○ 治療および支援という目標を持ちつつも、刑事司法による違法薬物犯罪の撲滅、国民の保護、再犯防止を第一義的な使命と感じている。○ このグループ (n=15) には、34 歳以下の男性で、刑事司法および行政の実務家が多く、違法薬物使用者との接触頻度が低い人の比率が高い。

調査結果の主要点：実務家の見解の類似点

- 実務家の視点は、「薬物のない自律的な生活」を促進しようとする点では共通している。
- 違法薬物使用への依存は医学的な疾患であり、薬物を使用する生活から使用しない生活に移行することが、最終的には最善の解決だという視点は、概して共有されている。
- 薬物依存の結果に対応するための支援・指導・治療の提供については、重要だと考えられている。
- また、変化は主に薬物使用者本人が起こすべきものであると考えられており、本人のやる気、認知的思考、再発防止スキルを促すことが重視されている。
- 対象者が継続して支援を受けられるよう、思いやりある対応をすることも重視されている。
- 違法薬物取引に関わる人々との繋がりを断ち、薬物を使用しない家族および友人との強い絆を保つことが重要な目標であると考えられている。
- 抽象的すぎる、あるいは日常業務からかけ離れていると感じる目標については、重視されていない。
- 刑事司法資源の必要性も認識されており、刑事司法コストの削減は重視されていない。

調査結果の主要点：実務家の見解の相違点

- 実務家の視点には多くの相違点もあり、この相違点はいくつかの核となる対立軸の存在を示している。
- 薬物根絶および違法薬物の即時使用停止を強く主張する実務家と、薬物依存からの回復は長期的なプロセスであり、しばしば現実的で柔軟な対応を必要とすると考え実務家の間に対立がある。
- 集団レベルでの犯罪および再犯の減少に関心を持つ実務家と、個人の生活の質の向上および支援に関心を持つ実務家との間に対立がある。
- 刑事司法による介入および道徳的指導の役割、またその範囲をめぐって対立がある。
- 薬物依存の治療の目的、あるべき姿、および「成功」をどう評価するかをめぐって対立がある。
- 支援提供における「エビデンス」の意味と役割の理解において対立がある。

結論

- 本研究では、「薬物のない自律的な生活」を促進することが重要であるという点について、実務家の見解は一致しているものの、それがなぜ重要なのか、またその社会的状態に至るための望ましい「道のり」が何かについては、解釈が分かれていることが明らかになった。
- 実務家の見解の対立によって、特に以下の領域で、政策実践にばらつきが生じる危険性がある。
 - ◎ 保護観察および仮釈放の遵守事項違反の報告
 - ◎ 保護観察および仮釈放の遵守事項違反の場合に制裁を適用する意思
 - ◎ 薬物依存に関する専門知識の提供
 - ◎ 薬物依存の治療プログラムの運営・管理
- また、異なる組織・分野で働く実務家間の信頼関係および協力が損なわれる危険性もある。
- 見解の対立により、結果として、複数機関の連携が分断されたり、効果的でない対策が実施されたり、違法薬物を使用する人々にとって望ましくない、有害な結果をもたらしたりする可能性がある。
- こういった問題が政策実践の中でどの程度顕在化しているかを評価し、違法薬物を使用する人々の経験を理解するために、さらなる実証研究を行う必要がある。
- 本報告書の結果を踏まえ、既存の政策手段の目的および機能を振り返り、重視すべき事柄について共通の認識を持ち、その目標をどのように達成するのが最善であるかを検討するために、政策関係者間のさらなる対話が推奨される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件／うち国際共著 4件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Brewster David	4. 巻 60
2. 論文標題 Crime Control in Japan: Exceptional, Convergent or What Else?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 The British Journal of Criminology	6. 最初と最後の頁 1547～1566
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/bjc/azaa048	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 Brewster David, Edwards Adam	4. 巻 24
2. 論文標題 Explaining the reproduction of illegal drug use control regimes in Japan: the multi-centred governance thesis	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Global Crime	6. 最初と最後の頁 73～92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/17440572.2022.2162508	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 Brewster David, Hampton Jennifer May	4. 巻 112
2. 論文標題 Drug policy goals in a changing landscape: Perspectives of practitioners in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 International Journal of Drug Policy	6. 最初と最後の頁 103955～103955
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.drugpo.2023.103955	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 Brewster David, Sagara Sho	4. 巻 116
2. 論文標題 Continuity and change in drug treatment: Regimes of control in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 International Journal of Drug Policy	6. 最初と最後の頁 104029～104029
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.drugpo.2023.104029	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 0件/うち国際学会 5件)

1. 発表者名 David Brewster
2. 発表標題 Japanese Culture(s) of Illegal Drug Control:A Q-sort of Practitioners
3. 学会等名 12th Annual Conference of the Asian Criminological Society (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 David Brewster
2. 発表標題 Drug Treatment in Japan: An Overview
3. 学会等名 International Society for the Study of Drug Policy Asia Regional Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 David Brewster
2. 発表標題 The Dispositions and Tendencies of Drug Treatment in Japan
3. 学会等名 Asian Criminological Society Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 David Brewster
2. 発表標題 Migattena Ponchu (The Selfish Drug Addict)? Culturing Responses to Illegal Drug Use in Japan
3. 学会等名 International Society for the Study of Drug Policy Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 David Brewster
2. 発表標題 Illegal drug policy in Japan: Perspectives of practitioners
3. 学会等名 European Society of Criminology Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 デイビッド・ブルースター
2. 発表標題 実務家の視点から見た違法薬物政策における目標
3. 学会等名 日本犯罪社会学会大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ハンプトン ジェニファー (Hampton Jennifer)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------